## 令和5年度税制改正要望事項( 新設 · 拡充 · 延長 )

(防衛省)

		(防惧者)
項目	名	防衛産業のサイバーセキュリティ体制の強化のための税制上の所要の 措置
税	目	法人税
要望の内	を満た の法人 (30%) ※ 「防	業のサイバーセキュリティ体制の強化に資するものとして一定の要件* すことについて防衛大臣が認める設備投資を行った場合、その事業年度 脱額からの設備投資費の特別控除(5%)、又は当該資産に係る特別償却 を可能とする特例を新設する。 「衛産業サイバーセキュリティ基準」(令和4年3月公表)を満たす設備投 あって、その設備投資の計画について防衛大臣から認定を受けたもので こと。
容		平年度の減収見込額 ▲ 325 百万円
		(制度自体の減収額) ( ― 百万円)
		(改正增減収額) ( — 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	いも (2) 事 にし業公い イ装の 自業近、て者表る日バー (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	乗目的 産業におけるサイバーセキュリティ体制を強化し、安全性・信頼性の高品等の安定的な供給を確保することによって自衛隊の任務遂行を確実なし、もって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つこと。 策の必要性 様の運用する装備品等の開発、製造、維持整備等は、契約に基づき民間 (防衛産業)が行っているところ。 、防衛産業に対するサイバー攻撃のリスクが著しく増大しておりを見てアクセスによる。最初の取等の攻撃が、対策の手薄な海外拠点等を足で入れるも、でアクセスによる。ことのため、防衛省は、装備品等の調達についてある。 もわれる基準として「防衛産業サイバーセキュリティ基準」(令和4年3月を定め、防衛産業におけるサイバーセキュリティ体制の強化を推進しての態様を変えるサイバー攻撃に迅速かつ的確に対処するためには、サマルュリティ体制の強化に事業者が自ら積極的に取り組み、より強固なることについて、インセンティブを設けることが必要不可欠である。

今回の要望	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	政策分野 I 我が国自身の防衛体制の強化 政策分野 2 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項 施策(5) 産業基盤の強靭化
		政 策 の 達成目標	防衛産業に対して、サイバーセキュリティ体制の強化に資する設備投資についての税制上のインセンティブを設けることによって、装備品等の製造等の現場におけるセキュリティ器材の増設や安全性・信頼性の高いシステム器材の導入を促進し、もってサイバーセキュリティ体制を強化する。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	令和5年4月1日~令和8年3月31日(3年間)
		同上の期間中の達成目標	政策目的の達成目標と同じ。
王		政策目標の 達 成 状 況	_
租税特別措置)に関連する事	有効	要 望 の 措 置 の 適用見込み	新設を要望する措置であり、推計を記載。推計根拠を別添。
	性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本件措置を講ずることにより、防衛産業においてサイバーセキュリティ体制の強化のための設備投資が促進されることから、装備品等の安全性・信頼性を向上し、及びその安定的な供給を確保することに繋がる。この結果、自衛隊の任務遂行を確実なものとし、もって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことに寄与するから、政策手段として有効である。
項		当該要望項 目以外の税 制上の措置	
	相当性	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	令和5年度予算概算要求において、以下を検討中。 〇 サイバーセキュリティ強化支援のための補助金 (事項要求)
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	上記の予算は、防衛産業サイバーセキュリティ基準以上の対策を講じるための設備投資について、その費用を一定の割合により補助するものであり、本措置とともに、一体となって政策目標の達成を目指すものである。

	要望の措置の 妥 当 性	近年、防衛産業に対するサイバー攻撃のリスクが著しく増大しており、サイバーセキュリティ体制の強化に事業者が自ら積極的に取り組み、より強固な対策を取ることについて、インセンティブを設けることが必要不可欠である。 本件措置は、防衛産業においてサイバーセキュリティ体制を強化するための設備投資を長期にわたり持続的に促進するものであるとともに、その対象は、必要な基準に適合する設備投資を行うことについて、防衛大臣が認める事業者に限定されていることから、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	_
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
	前回要望時 の達成目標	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	_
これまでの 要 望 経 緯		_